

仕様書（企画提案用）

I 事業の件名

令和2年度 地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「ナイトタイム・モーニングタイム観光振興推進事業」

— 欧米豪をターゲットとした純広告（オフライン） —

【対象国・地域】

米国、英国、豪州のF I T層

【連携先】

神奈川県、東京都大田区、小田急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東急株式会社、横浜高速鉄道株式会社

【協力自治体】

神奈川県内の市町村

II 事業の概要

1. 事業の目的

関東運輸局（以下「当局」という。）では上記連携先とともに、外国人観光客の誘致をより効果的に推進するため、外国人観光客のニーズが高いナイトタイム・モーニングタイム観光振興を推進していくことで、周遊や宿泊を促し、観光消費額の拡大や地域の経済活性化を図る。

具体的には、日本在住の外国人ライター（以下「外国人ライター」という。）による取材を行い新型コロナウイルスに対応した「安全・安心」の取組み等を盛り込み、雑誌等への記事広告によるプロモーションを行う。

2. 事業内容

連携先のエリア及び沿線周辺にあるナイトタイム・モーニングタイムの観光資源を訪問・取材し、雑誌等メディアへの記事広告掲載により情報発信を行う。併せて、訪問地や紹介内容に関する評価や感想について、外国人ライターへのアンケート等ヒアリング調査を実施する。

企画提案にあたっては、次に掲げる業務の内容を踏まえ、具体的な方針・提案を行うこと。また、観光庁及びJNTO発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。

（観光庁 Web サイト URL http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

（1）掲載誌

広告掲載誌は、次の条件を基に選定すること。

- ① 掲載誌は米国、英国、豪州のいずれかで発行部数4万部以上であること
- ② 記事の内容は実際に取材を行い、作成すること。
- ③ 外国人ライターは掲載誌対象国の出身者を選出すること。
- ④ 掲載は4ページ以上確保し、英語で記事を掲載すること。

（2）記事掲載

- ①記事は、見開き1ページあたり、750語～800語程度を想定しており、写真のサイズや点数により調整を行うこと。
- ②記事掲載までのスケジュール、記事掲載会社との連携体制を明確にすること。
- ③記事の校正回数は、3回以上とし、英文に対する日本語訳を校正用に記載するとともに、原稿は、電子データ（Word形式またはPowerPoint形式及びPDF形式）により提出すること。
- ④記事掲載にあたっては、ステルスマーケティング対策を行うこと。
- ⑤写真は、特定の連携先に偏らないようバランスを考慮し、掲載すること。また、1ページあたり3点以内とすること。
- ⑥写真の画質は、300dpi以上とすること。
- ⑦写真素材は、受託者が用意すること。なお、必要に応じて、連携先から写真を提供する場合がある。

（2）取材コースの企画

- ① 5泊6日程度とすること。
- ② コースについては、羽田空港発着を想定し、ナイトタイム・モーニングタイムの魅力を伝えられるものを作成すること。観光資源については、夜間の食だけでなく、朝市などの体験型コンテンツを含むもの等、誘客ターゲットに訴求するテーマ等を考慮し、特定の連携先に偏らないようにバランスも考慮すること。コースの決定は、当局及び連携先と調整のうえで決定するものとする。

（3）取材に係る手配、調整

- ① 施設、交通機関及び撮影箇所等の取材先には、適宜連絡及び調整を行い取材に関する了解を得ること。
- ② 交通については、宿泊先、取材先、交通事情等を勘案し、鉄道等を組み合わせて円滑に移動ができるように手配、調整すること（通行料、駐車料、施設入場料等を含む）。
- ③ 宿泊施設は、原則として1室1名とし、インターネット環境が整備されているものとする。
- ④ 取材は、本業務の担当者が全行程アattendすることとし、それができない場合は担当者と同程度の能力を有する代理の者が全行程をアattendし、遅滞なく管理すること。
- ⑤ 必要に応じて、同行者とは別に通訳を手配し、取材における円滑なコミュニケーションを図ること。その際は、全行程同一人物とする。
- ⑥ アattendの際は、写真により行程の実施状況を記録すること。また、移動中や各施設において、外国人ライターへの反応や会話等、後述するアンケート調査だけでは把握できない実施状況を記録すること。

（4）アンケートの実施

- ① 今後の訪日観光客増加に向けた検討材料となるよう、当局及び連携先と調整の上、外国人ライターに対しアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。
- ② アンケート結果は、実施報告書に記載すること。

（5）その他

取材後は、記事掲載状況やアンケート集計結果を当局及び連携先に適宜報告すること。

（6）成果の帰属

- ① 本事業においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

- ② 全ての著作権（著作権法第 27 条及び同 28 条所定の各権利も含むが、これらに限らない。）は、当局及び連携先に譲渡するものとする。
- ③ 受注者が従来から権利を保有していた著作物（以下「権利留保分」という。）については、受注者に留保するものとするが、当局及び連携先は、権利留保分についての当該権利を当局及び連携先のホームページ上（例えば、神奈川県の場合、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip – Kanagawa Travel Info」 <https://trip.kanagawa.jp/>）に使用することができるものとする。
- ④ 本事業により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は、本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- ⑤ 業務の実行に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受注者において、必要な権利処理を行うものとし、期間限定や用途等の制限がある場合は、当局及び連携先と協議すること。

（7）提案事項

- ① 提案に当たっては、発行部数等、広告を掲載する媒体の基本情報のほか、選定理由を明示すること。
- ② コースの企画は、神奈川県ホームページ上（外国語観光情報ウェブサイト『Tokyo Day Trip –Kanagawa Travel Info-』 <https://trip.pref.kanagawa.jp/>）のナイトタイム・モーニングタイム特設サイトにあるコンテンツを活用するとともに、連携先の観光スポットの魅力が伝わり、with コロナ時代を踏まえた提案を行うこと。また、コース案は特定の連携先に偏らないよう企画し、候補となる観光施設や宿泊施設は提案する理由及び掲載時期も記載すること。
- ③ 外国人ライターは対象国出身の日本在住者を選定し、選定理由を具体的に明記すること。
- ④ 業務実施後における効果測定実施の項目を具体的に明記すること。
- ⑤ 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば提案を行うこと。

3. その他留意事項

- （1）事業において、運営、管理、庶務業務を行うこと。
- （2）事業の実施記録については、画像保存等を用いて記録を行うこと。
- （3）本事業の業務遂行に重要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に当局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- （4）本事業は、当局及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- （5）当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められることができるものとする。

- (6) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受注者において、修正等の必要な措置を講じること。
- (8) EU 一般データ保護規則 (GDPR) 対象地域で実施する事業については、同規則を遵守して業務を行うこと。
- (9) 本事業の実施にあたっては、情報管理体制を確保し、別添「説明書」の情報管理者名簿及び情報管理体制図の作成の記載を確認の上、必要な手続きを行うこと。
- (10) 必要に応じ緊急時の連絡体制を構築し、関係者と情報を共有すること。

Ⅲ 効果測定及び成果物

1. 効果測定の実施

- (1) プロモーションで得られた実績の集計及び分析を行うこと。
- (2) 事業実施後における効果測定及び今後の課題分析を行うこと。

2. 事業の進捗管理及び目標及び成果については、Visit Japan 成果確認システム（通称：VJnet.システム）に入力し、管理すること。

3. 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に当局の指示する形式にてデータを納品すること。

(http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

4. 成果物の作成

(1) 提出物

① 本事業報告書及び効果測定書

A4判カラー冊子（実施報告書 15 頁程度、効果測定書 15 頁程度）、用紙は、グリーン購入法に適合したものを使用すること。

当局 2部 連携先 各1部 合計 8部

② 本事業実施報告書、効果測定書の電子データ（報告書等を記録した電子媒体）及び事業の概要を A4判カラー 1枚に簡潔にまとめた電子データ

当局 2枚 連携先 各1枚 合計 8枚

（電子媒体は、CD 又は DVD とし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Microsoft Power Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。）

③ Ⅲ.3 に記載されたデータ還元に関わるデータにて指定するデータ一式

④ 次のとおり成果現物（掲載雑誌等）を提出すること。

ア 本事業の内容が掲載された成果現物（掲載雑誌等）

当局 2部 連携先 各1部 合計 8部

イ 成果現物に掲載された内容について、日本語訳を報告書に記載すること。

ウ 取材先の施設が掲載された場合は、当該施設あてに情報を提供すること。

(2) 提出期限

- ① 本事業実施報告書及び効果測定書・・・令和3年3月19日（金）

- ② 本事業実施報告書及び効果測定書電子データ・・・令和3年3月19日（金）
- ③ データ還元に関わるデータ・・・令和3年3月19日（金）
- ④ 成果物・・・電子データの完成・記事掲載・WEB掲載後、入手次第速やかに

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 18階
関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先に郵送又は持参